特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童保護費保護者負担金負担能力認定及び費用徴収事 務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、児童保護費保護者負担金負担能力認定及び費用徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。

・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。

・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童保護費保護者負担金負担能力認定及び費用徴収事務				
②事務の概要	【概要】 児童福祉法第56条の規定に基づき、児童福祉施設等入所児童に対し長崎県が支弁した費用について、児童本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する事務。 【具体的内容】 ・負担金負担能力認定 入所児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等を調査し負担金の階層区分を決定する。(調査項目:所得税額、住民税額、生活保護認定状況、障害児施設給付費支給状況等) ・負担金(費用)徴収事務 上記の階層区分に応じ、毎月、負担金納入通知書を送付。 未納者に対し、督促状送付や電話・臨戸訪問による徴収を行う。 (居所不明の場合等、住所や戸籍等の照会を行う。)				
③システムの名称	児童福祉業務支援システム、中間サーバー、統合宛名システム				

2. 特定個人情報ファイル名

児童基本ファイル、施設情報ファイル、扶養義務者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 ○番号法第9条第1項 別表8の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表8の項

5. 評価実施機関における担当部署

	福祉保健部こども政策局こども家庭課 (関連部署:障害福祉課、こども・女性・障害者支援センター 児童相談部門)
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

・福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2442 ・総務部県民センター 所在地〒850-8520 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441
--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部こども政策局こども家庭課					
建裕元 	所在地〒850-8570 長崎市尾上町3−1 電話番号:095-895-2442					

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年12月18日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年12月18日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択! されている。	した評価実施機関については	、それぞれ重点項	5目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		

2. 特定個人情報の入手(†	青報提	供ネットワークシステム	を通じた入事	Fを除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に とって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの)取扱(いの委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託	や情報提供ネットワークシ	ンステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない
5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	E(委託 [や情報提供ネットワークシ	<mark>レステムを通じ</mark>]	た提供を除く。) [○ <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる	[<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	[ステム	との接続]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) 【 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[ステム [との接続 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【	

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際に住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うこととしている。また、人手が介在する局面で人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護を行う。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 後限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 予正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	5. 評価実施機関における担 当部署	こども家庭課長 吉田弘毅	こども家庭課長 今冨洋祐	事後	
平成30年7月4日		所在地:〒850-8570 長崎市江戸町2-13	所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1	事後	
平成30年7月4日	8. 連絡先	所在地:〒850-8570 長崎市江戸町2-13	所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1	事後	
平成30年7月4日	特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	_	新設された評価項目の記載	事後	
令和1年12月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成26年12月19日時点	令和1年12月13日時点	事後	
令和1年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月19日時点	令和1年12月13日時点	事後	
令和2年6月19日	I 関連情報 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を		○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条第8号	事後	
令和2年6月19日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 16の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 ・主務省令で定める事務 第12条第1号から同条第5号まで ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の提供 16の項 ・特定個人情報の照会 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条第8号	〇番号法第9条第1項 別表第一 7の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の提供 16の項 ・特定個人情報の照会 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 12条	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の提供 16の項 ・特定個人情報の照会 なし	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	・福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電 話番号:095-895-2443	・福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電 話番号:095-895-2442	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の提供 16の項 ・特定個人情報の照会 なし	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の提供 16の項 ・特定個人情報の照会 なし	事後	番号法改正(令和3年9月1日) に伴う変更
令和6年12月18日	特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	別記個人情報取扱特記事項	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	〇番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条第8号	〇番号法第9条第1項 別表8の項	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の提供 16の項 ・特定個人情報の照会 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条	〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表8の項	事後	
令和6年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年12月13日時点	令和6年12月18日時点	事後	
令和6年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月13日時点	令和6年12月18日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	新設された評価項目の記載	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	新設された評価項目の記載	新設された評価項目の記載	事後	